

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職
の設置に関する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 危機管理に関する事務を総括し、当該事務を処理するため、危機管理監を設置します。
- 2 新たな職の設置に伴い、所要の改正を行います。
- 3 副参事を置くことができるようにし、その職務権限を定めます。
- 4 この規程は、令和6年4月1日から施行します。